

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

福井国民年金 事案 162

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 11 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月から 50 年 3 月まで

昭和 49 年 4 月に私の夫が A 市 B 出先機関での勤務となり、当該 B 出先機関と同じ建物内に所在していた市役所出張所の職員に勧誘され、夫が、私の国民年金の加入手続を同出張所で行い、市指定金融機関で国民年金保険料を納付していた。

申立期間についても、他の納付済期間と同様に保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、5 か月と短期間であるとともに、申立人（国民年金保険料は申立人の夫が納付）は、昭和 49 年 5 月に国民年金加入以後、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している（第 3 号被保険者期間を含む。）。

また、申立人は、昭和 50 年 11 月から 61 年 3 月までの期間については付加保険料を納付するなど、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人とその夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないところ、納付意識が高い申立人が短期間の申立期間を未納とするのは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の計6か月について納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

昭和46年ごろ、夫から、将来のことを考えて国民年金に加入するよう勧められ、国民年金の加入手続を行うとともに、以降、定期的に保険料を納付していた。

また、申立期間当時、夫と子供二人と共にA町に居住しており、私か夫のいずれかが国民年金保険料をきちんと納付していたと思うので、保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月及び3か月（計6か月）と短期間であるとともに、申立人は、昭和46年7月に国民年金加入以後、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており（第3号被保険者期間を含む。）、納付意識が高いとみられる。

また、申立期間①及び②の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人とその夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められず、納付意識が高い申立人が短期間の申立期間①及び②を未納とするのは考え難い。

さらに、現在、申立人が所持している年金手帳をみると、申立人の氏名

が誤記載されていることが確認でき、行政機関の記録の管理が適切に行われていなかった可能性も否定し得ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年4月から20年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月から20年3月まで

私と弟の国民年金保険料は、平成17年4月から、私の母親が毎年4月に一年度分を前納していた。

両親の通帳に記載された出金記録の合計額から、平成19年4月11日に姉弟二人分の保険料相当額34万円を出金し、株式会社A銀行本店で納付書により申立期間の保険料を納めたのは明らかなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の平成19年度分の国民年金保険料について、母親が、平成19年4月11日に申立人とその弟の二人分の保険料を前納したと申し立てている。一方、株式会社A銀行本店が同年同日に作成した社会保険庁あて国民年金特別会計集計表（B社会保険事務所保存）に記載された領収済通知書の枚数及び領収済みの金額と、当該集計表に添付された領収（納付受託）済通知書の枚数及び合計金額は一致している上、当該書類において申立人の弟の納付に係る領収（納付受託）済通知書は確認できるが、申立人の納付に係る当該通知書は確認できない。

また、株式会社A銀行が保管する税金公共料金等納付依頼書をみると、平成19年4月11日に同銀行本店が領収した国民年金保険料納付書は1枚であったことが確認できることから、母親が同日に同銀行本店窓口において納付した保険料は申立人の弟の保険料のみであったと認められる。

さらに、平成9年1月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年

金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生ずる可能性は極めて低いほか、14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、申立人に誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（保険料相当額の口座振替記録、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 51 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 51 年 2 月まで

私は、以前勤めていた会社で事務を担当していたことがあり、年金制度の大切さを知っていたので、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和 46 年 4 月 1 日のすぐ後に、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を市役所で定期的に納めていたと思っている。

昭和 51 年春ごろ、市役所で国民年金のことを聞かれたので、「私は、20 歳から国民年金保険料を納めている。」と話すと、職員から「1 か月重複して国民年金保険料を納めているかも知れない。」と言われたり、また、私が所持する国民年金保険料納付通知書兼領収書の中には、手書きで別の国民年金手帳記号番号に訂正され、「重複のため充当」と記載されたものがあることから、申立期間について、別に国民年金保険料を納めていた記録が存在するのではないかと思えてならないので、調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和 46 年 4 月 1 日のすぐ後に、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を定期的に納めていたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿をみると、申立人の国民年金の資格取得日は 51 年 3 月 4 日と記録されており、被保険者種別は任意加入であることから、申立期間は、未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿をみると、

申立人は、昭和 36 年 10 月 25 日に最初の国民年金手帳記号番号の払出しを受け、20 歳に到達する同年*月*日にさかのぼって資格取得している。一方、申立人は、婚姻後、昭和 42 年 9 月ごろに県外の他市において国民年金の加入手続を行い、夫妻連番で新しい国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、この時点において、申立人は、重複して国民年金手帳記号番号の払出しを受けることとなった。このため、申立人が昭和 51 年 3 月に国民年金に再加入した後、社会保険事務所は、42 年 9 月に払い出された国民年金手帳記号番号を最初の国民年金手帳記号番号に統合処理を行ったものであり、行政機関の一連の事務処理に不自然さはみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 3 日から同年 9 月 2 日まで

私は、高校卒業後に二つの事業所に勤務した後、A株式会社に入社した。従前の事業所には寄宿舍が無く、下宿代等がかさみ経済的に厳しい状況にあったことがA株式会社に転職した大きな理由で、自分の雇用形態や身分、給与等の処遇、各種控除額内容等については特に関心を持っており、同社でも社会保険料等が控除されていたと記憶している。

入社時に試用期間があるとの説明も受けておらず、寄宿舍生活をしてきた同僚等とは勤務時間や仕事の内容など勤務条件は全く同じ扱いであったので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社における同僚の氏名、勤務内容や寄宿舍生活について、具体的に記憶しているほか、事業主からは「申立人が勤務していたことを記憶している。」旨の供述を得ていることから、申立期間において当該事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚8名の厚生年金保険の加入状況についてみると、当該事業所において8名全員が厚生年金保険に加入した記録が確認できるものの、同僚の中には入社と同時に厚生年金保険に加入していない者が存在し、中には入社時期から約2年経過後に加入している者もみられるなど、申立期間当時、事業主が入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

さらに、申立期間について社会保険事務所が管理する事業所別被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い

上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらない。

また、当該事業所の現事業主は、「申立期間当時の関係書類が保存されておらず、申立てどおりの届出や保険料の控除を行ったかは不明である。」と回答していることから、当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月11日から22年1月15日まで

平成19年7月23日に社会保険事務所で記録を確認したところ、申立期間について「該当する加入記録は見当たりません。」という回答を受けた。

私は、昭和21年2月11日から22年1月15日までの期間、船舶所有者であるA氏のB船舶（船籍港：C港）に同僚と共に乗船し、船員手帳を受けていたことから船員保険に加入していたはずなので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船舶所有者がA氏で、船舶名が「B」に同僚と共に乗船し、船員手帳を受けて勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所が管理する適用事業所名簿、社会保険庁のオンライン記録等において船舶名称及び船舶所有者名等を確認したが該当する記録は見当たらない。

また、申立人は、船舶所有者の氏名をA氏としか記憶しておらず、所在も確認できないことから、船員保険の適用状況を確認できない上、申立人が記憶している同僚についても申立期間における船員保険の記録を確認することができない。

さらに、申立人は、船員保険被保険者証を交付された記憶が無いほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを認めることはできない。